

CP進捗管理WG(港湾物流分野) 港湾局説明資料

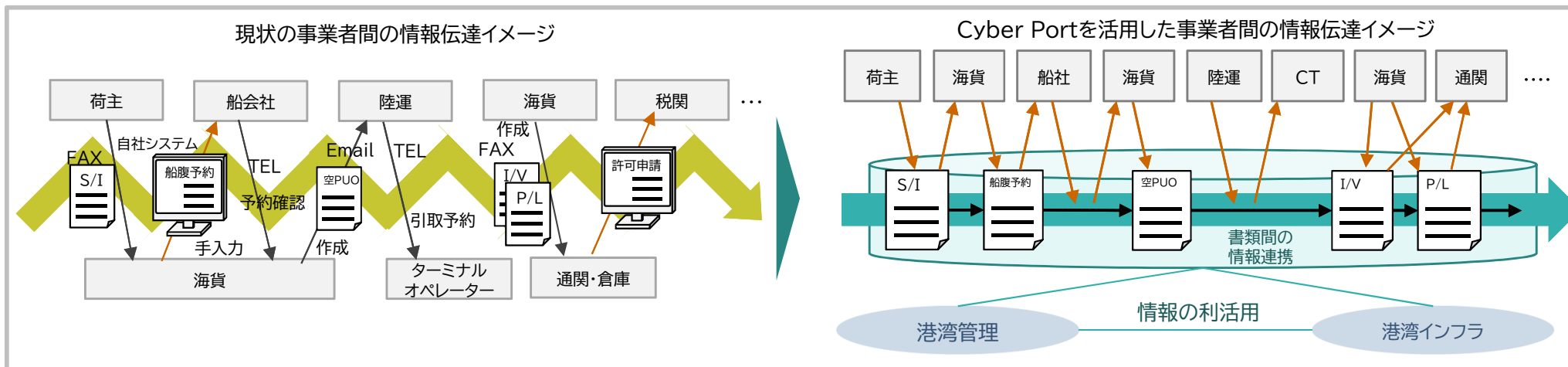
2023年7月13日

国土交通省 港湾局 サイバーポート推進室

議題1 Cyber Port の取組状況

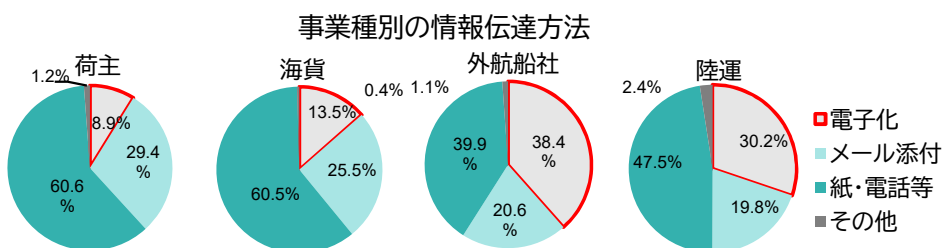
Cyber Port (港湾物流) の概要

○ Cyber Port (港湾物流) は、民間事業者間のコンテナ物流手続を電子化することで業務を効率化し、生産性向上を実現するプラットフォーム。



【現状の情報伝達の課題】

- 紙情報の伝達による再入力・照合作業の発生
- トレーサビリティの不完全性に伴う問い合わせの発生
⇒ 潜在コスト増加の一因に
- 書類記載内容の不備等の発生
⇒ 渋滞発生の一因に



【データ連携による短期的効果】

- データ連携による再入力・照合作業の削減
- トレーサビリティ確保による状況確認の円滑化

【情報利活用による長期的効果】

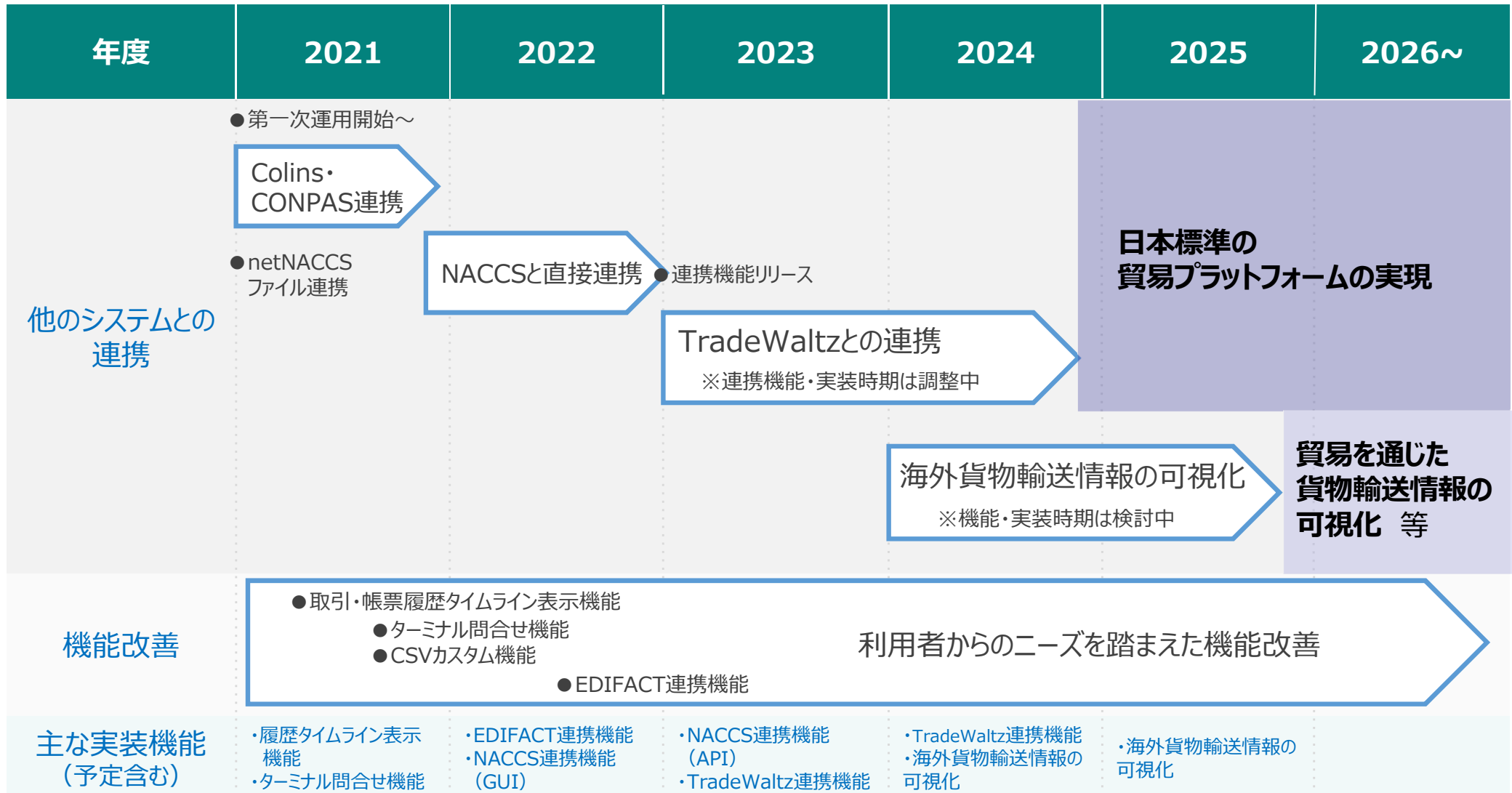
- データ分析に基づく戦略的な港湾政策立案 (国等) (港湾施設に関する計画、整備、維持管理に至る効率的なアセットマネジメント等)
- 蓄積される情報とAI等の活用等により新たなサービスの創出 (民間事業者等)

▶▶ コンテナ物流全体の生産性の向上、国際競争力強化

Cyber Port (港湾物流) の概要

○ Cyber Port (港湾物流) は、関係する他のシステムとの連携、利用者からのニーズを踏まえた機能改善に取り組むことで、継続的に利便性向上を図ることを計画。

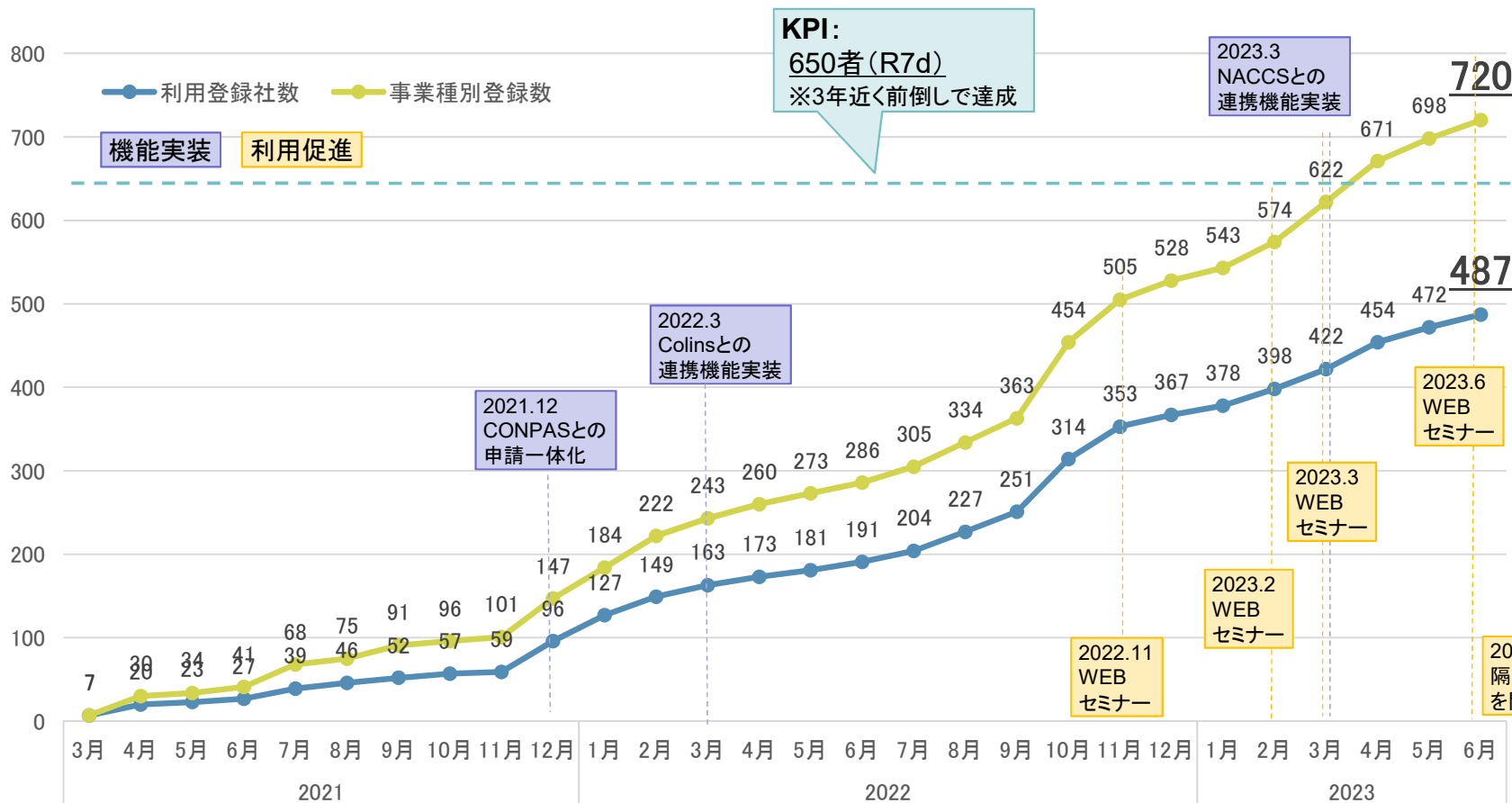
※2023年7月時点の予定。今後変更になる可能性があります。



Cyber Port (港湾物流) の利用登録状況

○ 2021年4月の運用開始以降、順調に利用登録が進み、令和5年6月末時点で利用登録社数は487社、事業種別登録数は720者まで拡大。

利用登録社数・事業種別登録数



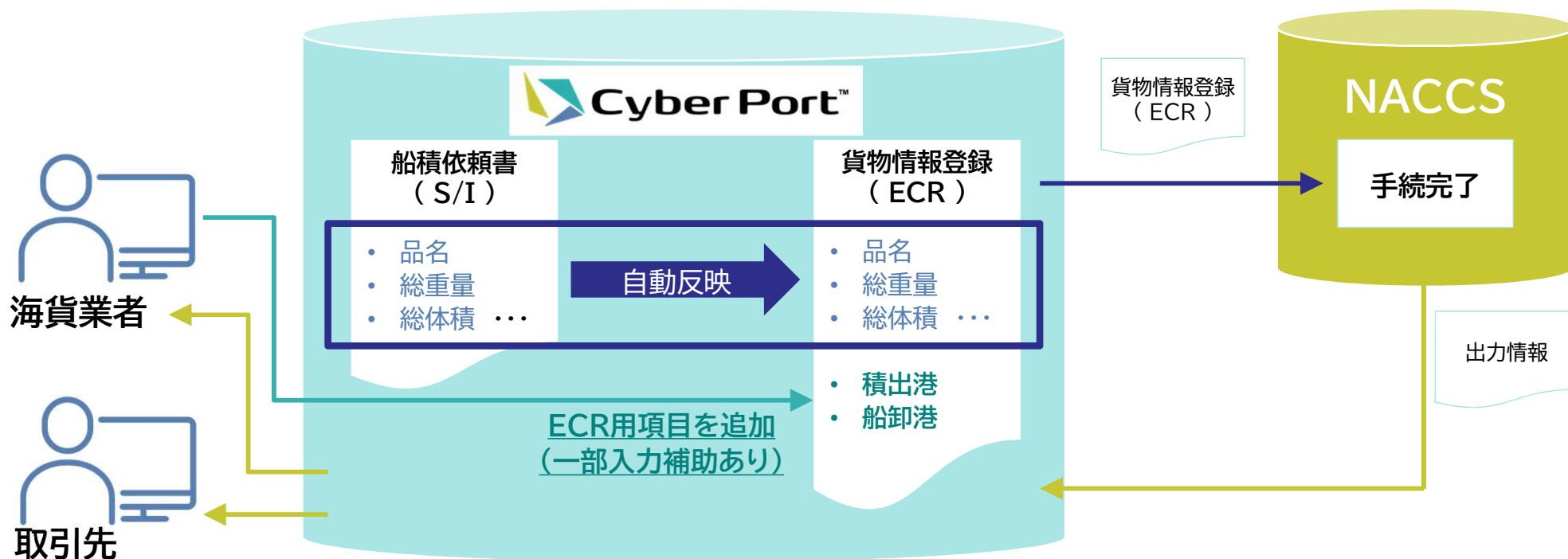
事業種別登録数

事業種別	申請数
荷主	49
外航船社・内航船社	6
NVOCC/フォワーダ	86
海貨業者	63
通関業者	239
ターミナルオペレータ	20
陸運業者	179
倉庫業者	39
船舶代理店	14
届出荷送人	4
登録確定事業者	21
計	720

Cyber Port と NACCSとの直接連携機能

- 2023年3月、Cyber PortとNACCSとのシステム間連携機能を実装し、民間事業者間の物流手続と通関手続のワンストップ化等の効率化を実現。
- 本年秋頃を目標に、NACCS連携のAPIを公開し、NACCS業務を自社システムから実施可能とする予定。

✓ Cyber Port – NACCS直接連携イメージ



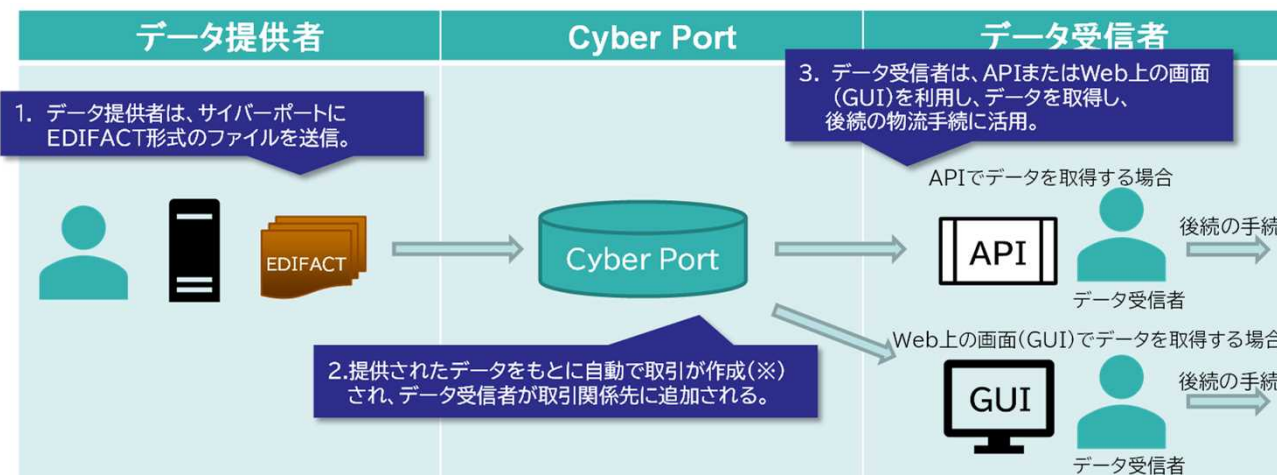
<メリット>

1. netNACCS上での個別入力作業が不要に
2. 再入力が不要であり、誤入力の防止にも貢献。各帳票間でデータが引き継がれるので、既存入力事項は入力が不要(差分入力のみでOK。ECRの例では、S/I情報等から最大約8割の項目が自動入力)
3. NACCSマスタとの連携による入力補助機能を活用し、誤入力防止やデータ不整合減少を実現
4. Cyber PortにNACCS照会業務等の出力情報も反映可能。取引先との情報連携が容易に

船社情報の連携拡大

- 2022年9月、APIによるデータ連携に加え、国連が定めたUN/EDIFACT形式のデータ連携にも対応を開始。
- 今後は、データ提供者である船社拡大を予定している他、EDIFACTメッセージの拡大を検討中。

本機能の概要



※データ受信者が参加する取引が自動で作成されるためには、データ受信者による事前設定が必要。

連携状況

	CP対応EDIFACTメッセージ	
	IFTMBC (船腹予約確認、 UL050)	IFTMAN (到着通知、 UL290)
ONE	連携済み	連携済み
MSC	近日連携予定	-

本機能のメリット

<船社>

- EDIFACTは国際的に広く普及している連携方式であり、対応済みの船社にとっては、導入のハードルが低い。
- EDIFACTメッセージをCPに送信するだけで、CP側で自動的に適切な取引関係先へのデータ共有がなされるため、情報伝達の効率化が可能。

<荷主・海貨等>

- 荷主・海貨等のデータ受信者は、EDIFACTの情報をサイバーポート経由で利用(構造化データとして自社システムに取得もしくはWeb上の画面での確認)可能となり、後続の物流手続の業務効率化につながる。

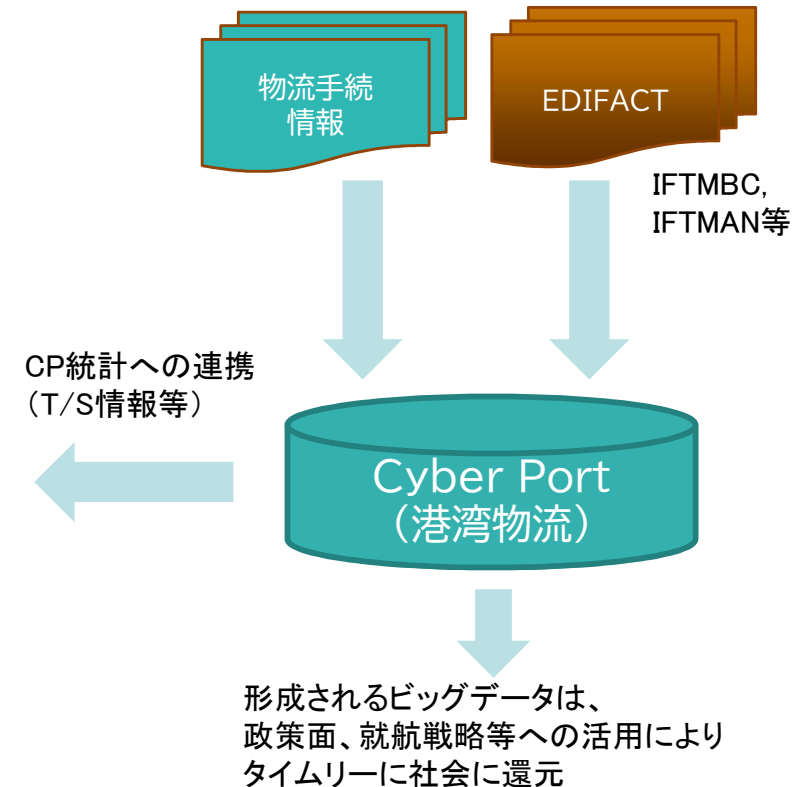
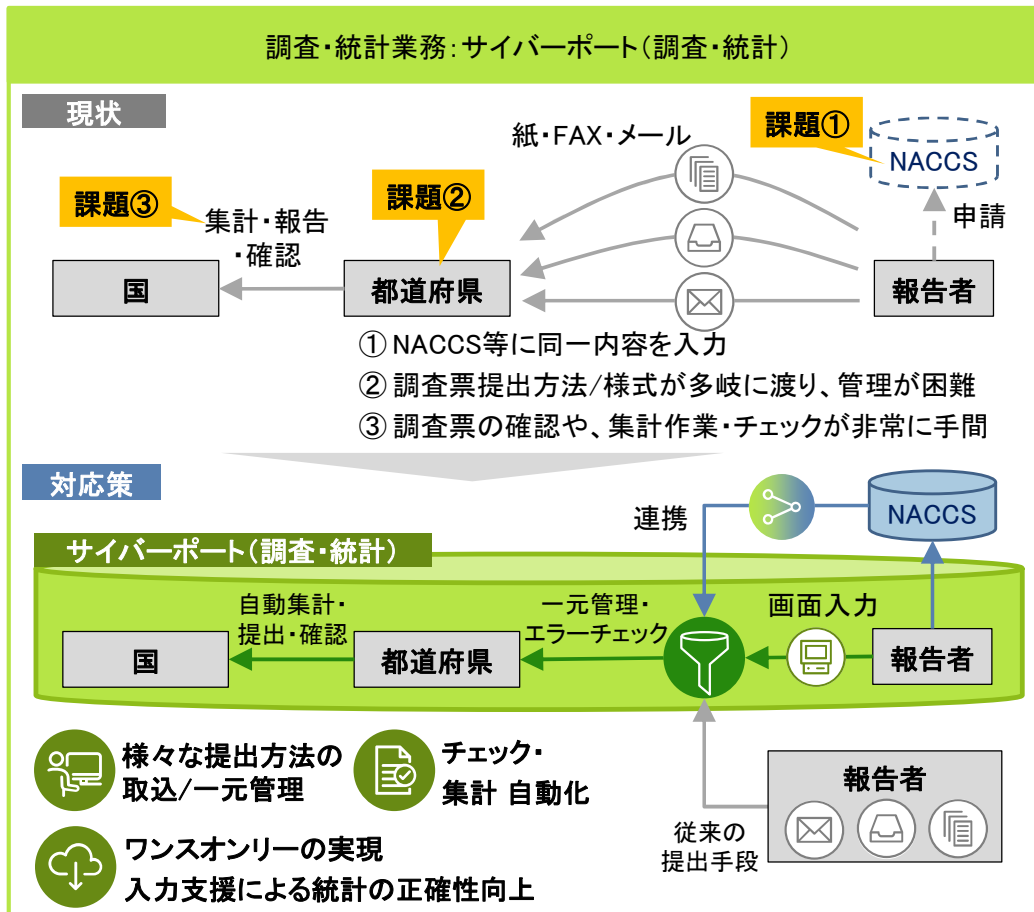
追加メッセージ案

- IFTMBF(ブッキングリクエスト)
- IFTMCS(B/Lデータ)
- IFTSTA(貨物追跡)

※DCSA等の国際標準APIも検討

CP統計の推進・物流分野との連携／ビッグデータの利活用

- 現状の港湾調査(統計法に基づく基幹統計調査)は、①月報の公表時期の遅れ(調査関係者の作業負担に起因)、②統計の品質(代理店等がT/S情報等の正確な把握が困難)に課題がある。
- 上記課題を踏まえ、より利用価値の高く正確な統計情報を、関係者の作業負担の軽減を図りつつ早期に公表するため、Cyber Port(管理分野)において一連の作業の電子化・効率化を図る機能を構築中。
- 加えて、船社からCyber Port(物流分野)へのBooking情報、A/Nのデータ連携が更に充実すれば、後続物流手続の効率化に加え、Cyber Port(管理分野)で不足する船卸港等のデータの補完にも寄与。
- 形成されたビッグデータを活用し、港湾政策立案や船社の就航戦略等を最適化することで、社会に還元。



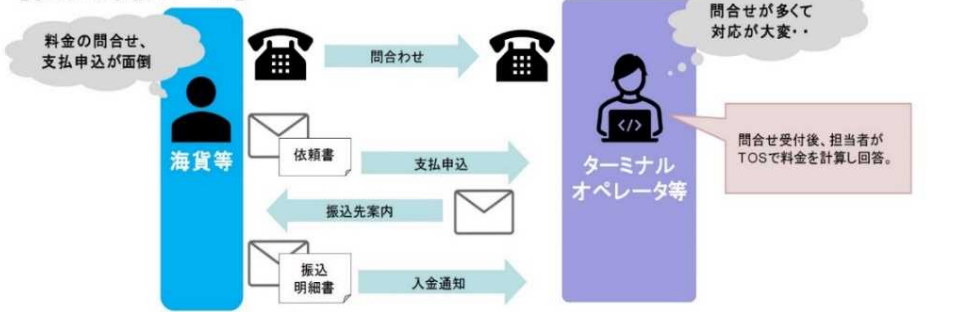
ターミナル問合せ機能の導入拡大

- ターミナル問合せ機能は、デマレージ・検査申込・各種料金確認等をCyber Portで受け付け、電話・FAX・メールによる問合せを削減することで、業務効率化に貢献するもの。
- 2022年2月に東京港大井ふ頭3号・4号(宇徳)での導入に続き、2023年4月に横浜港本牧ふ頭BC1・BC2 (YPM)で導入。
- さらに、2023年8月21日に東京港青海ふ頭4号(鈴江)でもターミナル問合せ機能を導入予定。
- 本機能の他港への水平展開とともに、本機能をきっかけにCyber Portの利用登録をいただいた社の、コンテナ物流手続での利用について訴求していく。

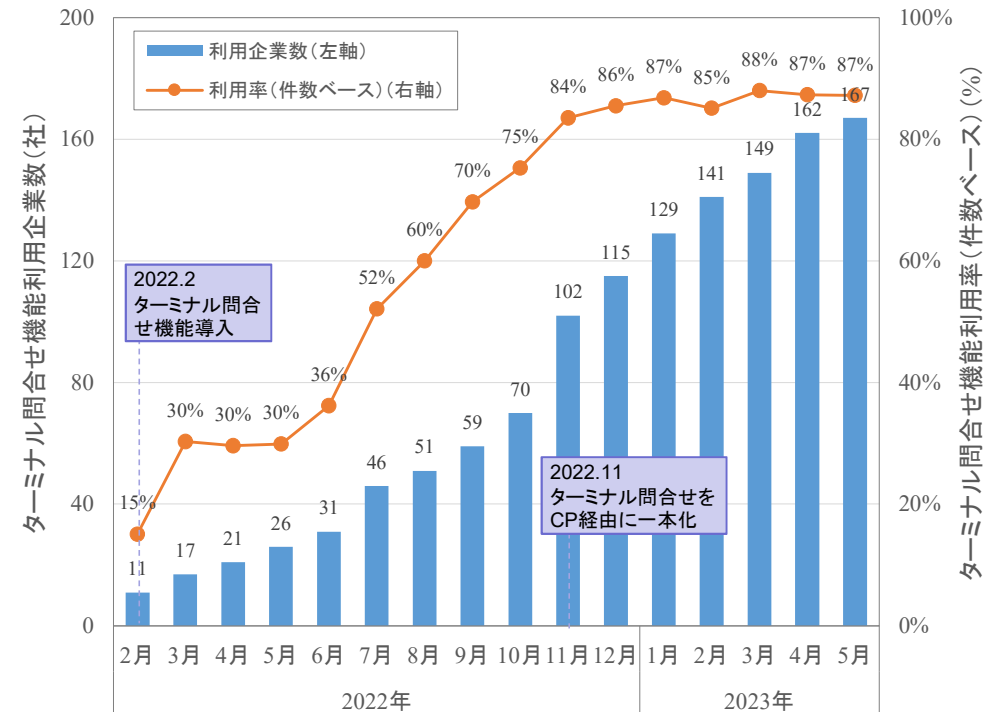
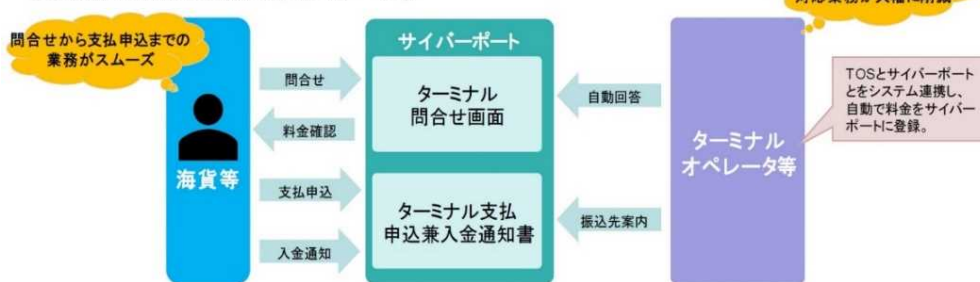
デマレージ・検査申込・各種料金確認等をCPで受け付けし、電話・FAX・メールによる問合せを削減。

東京港大井ふ頭3号・4号(宇徳)におけるターミナル問合せ機能の利用推移

【従来の業務イメージ】



【本機能を利用した際の業務イメージ】



Cyber Port に関する港湾法の改正

- 令和4年11月に成立した港湾法の一部を改正する法律において、「サイバーポート」を、国土交通大臣が設置・管理する電子情報処理組織として位置づけ、港湾の電子化を強力に推進。
- 各電子情報処理組織で扱う情報や使用料、電子計算機は、省令等において定めることを規定。

港湾法の一部を改正する法律(令和4年11月18日法律第87号) ※下線部は変更箇所

第四十八条の四 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理するためのもの

→ CP(管理分野) + NACCS(旧港湾EDI)

二～三 (略)

四 港湾において取り扱われる貨物に係る情報であつて国土交通省令で定めるもの(第六項第四号において「港湾取扱貨物情報」という。)の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの

→ CP(物流分野)

五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾施設等情報」という。)の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの

→ CP(インフラ分野)

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者、(中略)、同項第四号の電子情報処理組織を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

→ 使用料の負担

- 国土交通省港湾局では、官民人事交流制度を活用し、民間の貿易実務経験を生かしてサイバーポートの推進と一緒に取り組んで頂ける方を募集。
- 期間は原則3年以内、給与は国交省支給、想定している民間企業は、荷主・NVOCC(フォワーダー)・海貨・陸運・通関・ターミナル・船社等の物流会社、銀行等の貿易関係企業。

Cyber Port ポータルサイトでお知らせ(2022年12月)

サイバーポートを運営する国土交通省港湾局では、実務経験を活かして一緒に取り組んでいただける方を派遣していただける企業を募集しています。

共通 2022.12.05

サイバーポートを運営する国土交通省港湾局では、民間企業の従業員が国土交通省の職員として働く、官民人事交流を推進しています。

官民人事交流は、その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことを期待し、民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している民間企業等の従業員を対象に、国土交通省等の国の行政機関にて、一定期間勤務いただく制度です。

現在、国土交通省港湾局では、我が国港湾の生産性を向上させるため、港湾関連手続の電子化を行うサイバーポート等の取組を進めております。こうした業務をはじめとする港湾行政に、特に【貿易に関連する実務経験】のご経験を生かして取り組んでいただける方を派遣していただける企業を募集しています。

期間：原則3年以内

給与：国土交通省が支給

想定している民間企業：荷主・NVOCC(フォワーダー)・海貨・陸運・通関・ターミナル・船社等の物流会社、銀行等、貿易に関係する民間企業(規模は不問)

対象：上記民間企業で正社員として勤務されている方

業務内容：応相談(サイバーポートの企画立案、利用促進をはじめとする港湾行政に関する事務等)

議題2 Cyber Port の今後の検討課題

Cyber Port の今後の検討課題

○ Cyber Port の検討事項①～③について、各委員からのご意見を頂きたい。

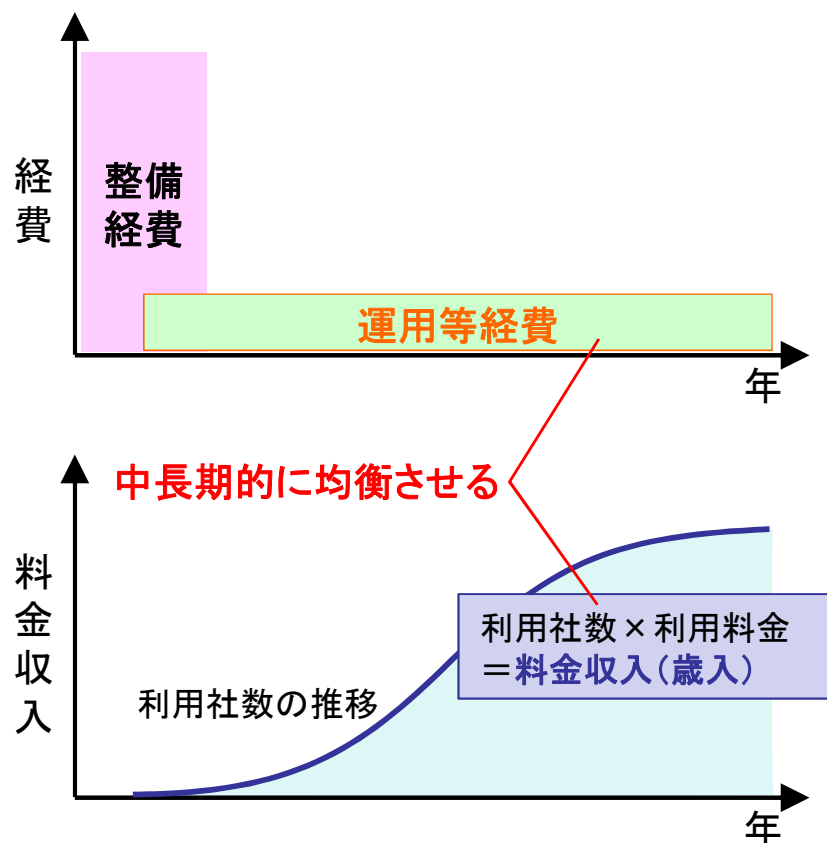
	課題、検討事項	概要	ご意見を頂きたい観点
①	<p>[課題] 現在は利用料金無料だが、将来の料金水準は導入判断の材料として必要。</p> <p>→ [検討事項] 利用料金(案)の水準と收受開始時期を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Cyber Port(港湾物流)の利用料金は、「月間6,600円※/社」として、令和8年度から收受開始することを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用料金の妥当性(会社単位の定額制、水準感) • 利用料金の收受開始時期の妥当性
②	<p>[課題] データ流通を促進するためには、入力ルールやデータ項目の標準化の議論が必要。</p> <p>→ [検討課題] 前回WGにおける議論等を踏まえ、標準化の今後の方針を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Cyber Port上で定めるルールやデータ項目の標準化の適用度合いの設定の方針、今後の進め方を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> • データの流通促進と各業界の視点を踏まえた、方針の妥当性 • 今後の進め方
③	<p>[課題] 電子化の取組は、各事業者の裁量に委ねられている部分大きい。</p> <p>→ [検討課題] 電子化の推奨や努力義務化、特定業務の電子化の義務化を含め、国から電子化の方向性を示すことも重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国から示す方向性の枠組み(推奨/努力義務化/特定業務の義務化)のメリデメ等を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> • 枠組みの方向性の妥当性

※現時点の案であり、今後変更となる可能性があります。

①Cyber Port の利用料金(案)

- Cyber Port(港湾物流)の利用料金は、システムの運用・保守等に必要な経費と、将来的な利用者の増加を見込んだ料金収入を中長期的に均衡させるとの考え方の下、「月間6,600円規模※／社」を基準とする。
- なお、CP物流にデータを提供するのみの社等は、料金収受の対象外とする等の措置を講ずることを検討中。

料金設定の考え方のイメージ



項目	検討案	検討案の考え方等
料金設定の考え方	運用等経費と料金収入を中長期的に均衡	<ul style="list-style-type: none"> システムの運用・保守等に必要な経費(運用等経費)を、将来的な利用者の増加も見込んだ料金収入を、中長期的に均衡させる。
料金体系	定額制、1社単位	<ul style="list-style-type: none"> CP物流は、各事業者により多くの業務で、より多くの情報を入力・再利用してもらうことで、港湾物流全体の生産性向上に繋がる仕組みであることから、<u>従量制</u>ではなく<u>定額制</u>を採用し、利活用を促進。 同趣旨に基づき、<u>1社単位</u>で料金を賦課。
料金水準	月間6,600円規模※／社	<ul style="list-style-type: none"> 運用等経費と利用社数の将来見通しを踏まえ、「月間6,600円規模※／社」を基準とする。 なお、データを提供するのみの社や利用頻度の低い社等への配慮策を検討中。

※現時点の案であり、今後変更となる可能性があります。

①Cyber Port の利用料金に関するスケジュール(案)

- 一連の他システムとの連携を行い、基本的機能の実装を完了する予定の令和8年度から料金收受を開始する予定。
- なお、料金收受開始までの間は、引き続き無料期間として、関心のある事業者システムを試行的に利用してもらい、導入の判断やCyber Port の利用定着を促進する。

ロードマップと料金收受開始時期

	R3d	R4d	R5d	R6d	R7d	R8d	
CP物流	運用開始						料金收受開始
	機能改善・利用促進						
	CONPAS・Colins連携	NACCS連携	TradeWaltz連携				
				海外貨物輸送情報の可視化			

今後のスケジュール

- 2023年7月13日 進捗管理WGにて利用料金案を提示
- 同年8月頃 パブリックコメント
- 同年10月頃 利用料金を含む省令・告示を公布

② データ流通促進に向けたルール整備、標準化

- 昨年度WGにおいて、CP上のルールやデータ項目の標準化について、各委員から意見を頂いたところ。
- 各委員からのご意見と昨年度WG以降の対応を加味して、今後の対応方針(案)を整理。

昨年度WGにおける議論とその後の対応

(1) 各帳票の入力項目の「必須／任意」の設定

検討案	WGにおける意見	WG以降の対応
① 各事業者が「必須／任意」を設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の事例では、自社システムとNACCSとの連携を既に進めており、<u>入力業務の必須項目が定義されている。</u> ● <u>極力入力ルール等は厳格化するべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各事業者が受領する帳票について、入力必須項目を事前に設定できる「<u>タスク管理機能</u>」を、2022年12月にリリース。※左記①相当
② システム側で「必須／任意」を標準設定(各事業者は変更可)		
③ システム側で「必須／任意」を標準設定(各事業者は変更不可)		

(2) 各帳票の入力データの標準化

検討案	WGにおける意見	WG以降の対応
① GL※に沿わないデータの <input type="checkbox"/> 入力も許容	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>国際商業会議所(ICC)の標準ツールキットを踏まえた検討が重要。</u> ● <u>ある程度入力できる情報の幅は持たせつつ、それらを一意の情報に変換できるような仕組みとするとよいのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ NACCS連携機能の実装にあわせ、既存帳票でもNACCSに準拠した「標準化」に向けた仕様変更を実施(入力補助、マスタ管理化等)。
② GLに沿わないデータの <input type="checkbox"/> 入力も許容するが、アラートを表示／通知		
③ GLに沿わないデータの <input type="checkbox"/> 入力は許容せず、エラーを返す		

※(2)案①～③はCP上のデータ項目の標準仕様を示すガイドライン(GL)の作成・公表を前提。

今後の対応方針(案)

	(1) 各帳票の入力項目の「必須／任意」の設定	(2) 各帳票の入力データの標準化
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各業界団体において各帳票で必須項目とすべき事項の意見を集約して頂く。 ➢ 上記、利用者・業界団体からの意見を踏まえつつ、最終的には③システム側で各帳票の入力項目の「必須／任意」を標準設定(各事業者は変更不可)する形を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際標準、NACCSの標準形式、関係省庁の議論等を参照して、CP上のデータ項目の標準仕様を示すガイドラインを作成・公表する。 ➢ 情報変換の仕組みを検討・実装する。 ➢ 利用者・業界団体からの意見を踏まえつつ、ガイドラインの妥当性が確認できた段階で、③への移行を行う(項目ごとに段階的に③へと移行することも選択肢)。

③ 港湾物流手続の電子化推進に向けた枠組みのあり方について

- 港湾物流手続の電子化は、業務の効率化や生産性の向上に直結することから、全体最適の実現に向けて、Cyber Portを核に関係事業者やPFが連携する電子化の環境整備を進めているところ。
- 一方、民間事業者間の手続の電子化対応は、個々の事業者の判断に委ねられているため、国において、電子化の推奨や努力義務化、特定業務の電子化の義務化を含め、方向性を示すことで、電子化をさらに強力に推進すべきではないかとの考え方もある。
- 方向性の枠組み(推奨／努力義務化／特定業務の義務化)やその対象に関して、率直なご意見を伺いたい。

案	枠組み	メリット・デメリット
①	なし(現状)	
②	望ましい港湾物流のデータのやりとり方法など、港湾単位で計画やガイドラインを作成し、示す。(推奨)	○各社の裁量で進捗が可能 ×導入検討に時間がかかる。取引先とのデータ授受など、DXの相乗効果が発生しにくい。
③	法令において、特定の業種や業務等に対し、港湾物流手続の電子化に努めることを義務づける(努力義務化)	○方向性が明確に定まる。各社の実情に応じた進捗が可能 ×導入の加速は限定的。
④	法令等の位置づけがある業務等について、電子的に行うことを義務づける(特定業務の義務化)	○特定業務における進捗が可能。 ×現状からの乖離が大きい。投資が難しいケースなどが想像される。特定業務の効果が全体のDXに波及するかは不透明。

<想定される論点>

- ・義務等の対象とする業種・企業規模について(特定業種・企業規模を対象にするのではなく、全体で進捗させていくことが重要か)
- ・特定業務の範囲について
- ・手段をCyber Portに限定するか
- ・義務等の効力を持たせる時期について
- ・インセンティブの設定など、実現にあたり必要な措置について

議題3 関係団体からの発表

関係団体からの発表について

- Cyber Port は運用開始から3年目を迎え、各事業種から一定の利用申請を頂いているところであるが、幅広いセクターからの更なる参画や実利用の推進が不可欠。
- かかる観点から、関係団体より、貿易手続の生産性向上等について、発表をして頂く。

[発表者] 4者
 [発表時間] 各者5～10分

事業種	発表者	発表内容
荷主	(一社)日本貿易会 小河原委員	<ul style="list-style-type: none"> • 基幹システムとCPとの連携 ※非公表
船社	(一社)日本船主協会 北村委員	<ul style="list-style-type: none"> • CPへのデータ提供後の活用状況 • 標準モデルのCONPAS展開 • スマホ(アプリ)の活用
	外国船舶協会 村瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出入コンテナ物量集計・処理システム • VGM情報伝達方法の電子化 • ケースマークの荷主・海貨による直接入力
海貨	日本海運貨物取扱業会 飯塚委員	<ul style="list-style-type: none"> • 海貨業として取り組むCPとその課題 • CP活用 • CP活用企画委員会